

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

令和6年6月24日

山形県公安委員会  
委員長 柴田 曜子

- 1 検定の種別  
交通誘導警備業務2級

- 2 検定の期日及び場所

- (1) 学科試験

期日	令和6年9月25日（水）	午後1時30分から午後3時まで
場所	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部	

- (2) 実技試験

期日	令和6年10月19日（土）	午前9時30分から午後3時まで
場所	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部	

- 3 検定対象者

検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

- 4 受検定員

30人

- 5 受検手続

- (1) 受検の申込み

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあっては、イ又はロに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。

イ 住所地が山形県内にある検定申請者にあっては、その者の住所を疎明する書面（住民票の写し、自動車運転免許証の写し等）

ロ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあっては、当該営業所に属することを疎明する書面

ハ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉

- (2) 受付期間

令和6年7月22日（月）から同月26日（金）までの日の午前9時から午後4時30分まで。

- (3) 検定手数料

14,000円

- (4) 申込上の注意事項

イ 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

ロ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

- (5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

学科試験に合格しなかった者については、令和6年10月19日（土）の実技試験は行わない。

7 その他

(1) 学科試験当日は、受験票及び筆記用具を持参すること。

実技試験の携行品については、学科試験を合格した者に通知する。

(2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。